

投資主各位

平成21年2月9日

東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号
ビ・ライフ投資法人
執行役員 上田 求

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ビ・ライフ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年2月25日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<本投資法人規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成21年2月26日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 501・502会議室
(末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ (<http://www.blife-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社（注）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
(注) モリモト・アセットマネジメント株式会社は、平成21年2月1日付で、商号を大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社に変更いたしました。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）その他の投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、現行の規約と関係法令等との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものです。
- ②租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、租税特別措置法第67条の15第9項以下が削除され、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が廃止されたことから、該当条文を削除するものです。
- ③租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先（適格機関投資家）の定義が変更されたことから、当該定義を変更するものです。
- ④株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行によるいわゆる投資証券の電子化に伴い、所要の変更を行うものです。
- ⑤前回の規約変更により発行を可能とした短期法人債に関する経過規定を削除するものです。
- ⑥その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更等条文の整備のために所要の変更を行うとともに、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として不動産などの特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として不動産等（第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p>第2章 投 資 口</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数等） 1.（記載省略） 2.（記載省略） 3.本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行を行うことができる。当該投資口の追加発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とする。</p>	<p>第2章 投 資 口</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数等） 1.（現行どおり） 2.（現行どおり） 3.本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができる。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人が<u>発行する投資証券の種類</u>、<u>投資主名簿</u>（<u>証券保管振替制度</u>による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、<u>投資証券の再発行</u>その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主（<u>実質投資主</u>を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>	<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人の<u>投資主名簿</u>への記載又は記録その他の<u>投資口</u>に関する<u>取扱い手続</u>及びその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>
第3章 投資主総会	第3章 投資主総会
<p>第9条（招 集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （記載省略） 2. （記載省略） 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに<u>投資主総会の日</u>から2週間前までに<u>各投資主</u>に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。 <p>第11条（決 議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合の他、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>第12条（議決権の代理行使） 1. （記載省略）</p>	<p>第9条（招 集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに<u>当該日</u>を公告し、<u>当該日</u>の2週間前までに、<u>投資主</u>に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。 <p>第11条（決 議） 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第12条（議決権の代理行使） 1. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会<u>毎</u>にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、<u>予め</u>本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第15条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、<u>その</u>投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。 2. (記載省略) 	<p>2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会<u>ごと</u>にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、本投資法人に対し、<u>予め</u>その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>前項の規定により</u>書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>前項の規定により</u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第15条（みなし賛成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p>	<p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。作成した議事録は<u>投資主総会の日から10年間</u>、本投資法人の本店に備え置く。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条（役員の員数及び役員会の構成） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</p> <p>第21条（役員の賠償責任） 本投資法人は、役員の投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>第23条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数</u>が出席し、その過半数の議決をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条（役員の員数及び役員会の構成） 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、役員（執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。）は役員会を構成する。</p> <p>第21条（役員の賠償責任） 本投資法人は、役員の投信法第115条の6第1項に定める責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>第23条（決議） 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数</u>が出席し、その過半数の議決をもって行う。</p>
<p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は本投資法人の本店に<u>10年間</u>備え置く。</p>	<p>第24条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は役員会の日から<u>10年間</u>、本投資法人の本店に備え置く。</p>

現 行 規 約	変 更 案
第5章 会計監査人	第5章 会計監査人
第27条（会計監査人の任期）	第27条（会計監査人の任期）
1. (記載省略)	1. (現行どおり)
2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかつたときは、 <u>その</u> 投資主総会において再任されたものとみなす。	2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかつたときは、 <u>当該</u> 投資主総会において再任されたものとみなす。
第6章 資産運用の対象及び方針	第6章 資産運用の対象及び方針
第29条（資産運用の基本方針）	第29条（資産運用の基本方針）
本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として不動産等（ <u>第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資して運用を行う。</u>	本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として不動産等及び不動産対応証券等の特定資産に投資して運用を行う。
第30条（投資方針）	第30条（投資方針）
1. (記載省略)	1. (現行どおり)
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。	3. 本投資法人は、特定不動産（ <u>本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。）に定める宅地又は建物をいう。以下、本項において同じ。）、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人は、その保有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上となるように、その資産を運用する。</p> <p>5. 本投資法人は、運用資産に関連して取得する金銭（運用資産の売却代金、有価証券に係る配当金、償還金及び利子等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金を含むがこれらに限られない。）を再投資することができる。</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人の主要な投資対象は、不動産等及び不動産対応証券とする。<u>なお、不動産等と不動産対応証券を総称して以下「不動産関連資産」という。</u></p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 不動産の賃借権</p> <p>(3) 地上権</p> <p>(4) <u>不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含むが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</u></p>	(削除)
	<p>4. 本投資法人は、運用資産に関連して取得する金銭（運用資産の売却代金、有価証券に係る配当金、償還金及び利子等、金銭債権に関する利息及び遅延損害金、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金を含むがこれらに限られない。）を再投資することができる。</p> <p>第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人の主要な投資対象は、不動産等及び不動産対応証券とする。</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 不動産の賃借権</p> <p>(3) 地上権</p> <p>(4) <u>前三号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(5) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u> (6) （記載省略） (7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。） 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。 (1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券 (2) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券 (3) 投信法に規定する投資信託の受益証券 (4) 投信法に規定する投資証券 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産 <u>関連資産</u> の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1) 預金 (2) 有価証券（ただし、前項各号に掲げる特定資産を除く。）	(5) 第1号から第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (6) （現行どおり） (7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（当該各号の証券に表示されるべき権利を含む。）をいう。 (1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する優先出資証券 (2) 資産流動化法 <u>第2条第13項及び第15項</u> に規定する特定目的信託の受益証券 (3) <u>投信法第2条第7項</u> に規定する投資信託の受益証券 (4) <u>投信法第2条第15項</u> に規定する投資証券 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1) 預金 (2) 有価証券（ <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）</u> （以下「金融商品取引法」という。） <u>第2条第1項各号並びに第2項各号</u> に規定するものをいい、前2項及び本項各号に掲げる特定資産を除く。）

現 行 規 約	変 更 案
(3) <u>金融先物取引に係る権利</u> （ <u>投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。</u> ）	(削除)
(4) <u>金融デリバティブ取引に係る権利</u> （ <u>投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。</u> ）	(3) <u>デリバティブ取引に係る権利</u> （ <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）</u> （以下「 <u>投信法施行令</u> 」という。） <u>第3条第2号に定めるものをいう。</u> ）
(5) <u>金銭債権</u> （ <u>投信法施行令第3条第11号に定めるもの</u> （ただし、預金を除く。）をいう。）	(4) <u>金銭債権</u> （ <u>投信法施行令第3条第7号に定めるもの</u> （ただし、預金を除く。）をいう。）
(6) <u>信託財産を前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u> （ <u>有価証券に該当するものを除く。</u> ）	(5) <u>信託財産を前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u>
5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) 不動産等への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利	5. 本投資法人は、不動産等への投資に付隨する次に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>不動産等及び不動産対応証券</u> への投資に付隨して取得が必要となるその他の権利
第32条（投資制限） 1. (記載省略) 2. 本投資法人は、前条第4項第3号に掲げる <u>金融先物取引に係る権利</u> 及び <u>第4号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利</u> への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。 3. (記載省略) 4. (記載省略)	第32条（投資制限） 1. (現行どおり) 2. 本投資法人は、前条第4項第3号に掲げる <u>デリバティブ取引に係る権利</u> への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1．本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産等以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を、原則として賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）するものとする。なお、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、当該信託の受託者に、第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けるものとする。</p> <p>2．本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を收受することがあり、かかる收受した金銭を第29条及び第30条に従い運用する。</p> <p>3．本投資法人は、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産以外の不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>	<p>第33条（組入資産の貸付けの目的及び範囲）</p> <p>1．本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する不動産（本投資法人が取得する不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含む。<u>以下、本条において同じ。</u>）を、原則として賃貸（駐車場、看板等の設置等を含む。）するものとする。なお、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、当該信託の受託者に、第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けるものとする。</p> <p>2．本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を<u>自ら又は信託の受託者を通じて</u>、收受することがあり、かかる收受した金銭を第29条及び第30条に従い運用する。</p> <p>3．本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付けを行うことがある。</p>
<p>第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1．（記載省略）</p> <p>(1) （記載省略）</p>	<p>第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1．（現行どおり）</p> <p>(1) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。	(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて隨時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第31条第4項第<u>5</u>号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>	<p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随时、<u>売買換金等を行うことができる取引システム</u>で成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) 第31条第4項第<u>4</u>号に定める金銭債権 取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 第31条第4項第3号及び第4号に定める<u>金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>① 取引所に上場している<u>金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p> <p>基準日における当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場<u>金融先物取引及びデリバティブ取引</u>により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。<u>ただし、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理の適用を妨げない。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(8) 第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>基準日における当該取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(9) 第31条第4項第 <u>6</u> 号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第8号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。	(9) 第31条第4項第 <u>5</u> 号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第8号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
(10) (記載省略)	(10) (現行どおり)
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
(1) (記載省略)	(1) (現行どおり)
(2) (記載省略)	(2) (現行どおり)
3. (記載省略) (新設)	3. (現行どおり) 4. 第1項及び第2項に定める評価方法について、継続性の原則に則り変更は行わない。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載する。 (1) 当該評価方法の変更の事実及び変更日 (2) 変更前に採用していた評価方法と変更後の評価方法の具体的な内容 (3) 期末における変更前に採用していた評価方法による評価額と変更後の評価方法による評価額 (4) 具体的な変更理由 (5) その他、投資主保護上必要な事項

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1．本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下<u>本条において同じ。</u>）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2．前項に係る借入れ及び投資法人債により收受した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。</p> <p>3．（記載省略）</p> <p>4．（記載省略）</p>	<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行</p> <p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1．本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15に規定する機関投資家に限る。）</u>からの借入れに限るものとする。</p> <p>2．前項に係る借入れ及び投資法人債により收受した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。<u>ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限られるものとする。</u></p> <p>3．（現行どおり）</p> <p>4．（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第37条（金銭の分配の方針） (記載省略)</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち 利益の金額（以下「分配可能金額」 という。）は、わが国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の 基準に従い計算される利益（決算期 の貸借対照表上の資産合計額から負 債合計額を控除した金額（純資産 額）から出資総額<u>、出資剩余金及び 評価・換算差額等の合計額（出資総 額等）</u>を控除した金額をいう。）と する。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措 置法第67条の15第1項に規定される 本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得の金額」とい う。)の100分の90に相当する金額 を超えて<u>分配するもの</u>とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維 持又は価値向上に必要と認められる 長期修繕積立金、支払準備金、分配 準備積立金並びにこれらに類する積 立金及び引当金等を分配可能金額か ら積み立てることができる。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 計 算</p> <p>第37条（金銭の分配の方針） (現行どおり)</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち 利益の金額（以下「分配可能金額」 という。）は、わが国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の 基準に従い計算される利益（決算期 の貸借対照表上の資産合計額から負 債合計額を控除した金額（純資産 額）から出資総額<u>及び出資剩余金 (出資総額等) 並びに評価・換算差 額等の合計額を控除した金額をい う。）とする。</u></p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措 置法第67条の15第1項に規定される 本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得の金額」とい う。)の100分の90に相当する金額 を超えて<u>本投資法人が決定する金額</u> とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維 持又は価値向上に必要と認められる 長期修繕積立金、支払準備金、分配 準備積立金並びにこれらに類する積 立金及び引当金等を分配可能金額か ら積み立てができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
第10章 業務及び事務の委託	第10章 業務及び事務の委託
第38条 (<u>投資信託委託業者</u> に対する資産運用報酬)	第38条 (<u>資産運用会社</u> に対する資産運用報酬)
本投資法人が資産の運用を委託する <u>投資信託委託業者</u> （以下「 <u>投資信託委託業者</u> 」といふ。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。	本投資法人が資産の運用を委託する <u>資産運用会社</u> に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙に定めるとおりとする。
第39条 (業務及び事務の委託)	第39条 (業務及び事務の委託)
1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を <u>投資信託委託業者</u> に、また、資産の保管に係る業務を <u>資産保管会社</u> に委託する。	1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を <u>資産運用会社</u> に、また、資産の保管に係る業務を <u>資産保管会社</u> に委託する。
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
<u>第12章 附 則</u>	(削除)
<u>第41条 (短期投資法人債)</u>	(削除)
<u>証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の規定の施行の日において、第35条第1項中「投資法人債」の次に「（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）」を加える。</u>	
制定 平成17年6月1日	制定 平成17年6月1日
改正 平成17年11月25日	改正 平成17年11月25日
改正 平成18年1月26日	改正 平成18年1月26日
改正 平成19年2月23日	改正 平成19年2月23日
	改正 平成21年2月26日

現 行 規 約			変 更 案		
別紙 投資信託委託業者に対する資産運用報酬			別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬		
項目	算出方法	支払方法	項目	算出方法	支払方法
運用報酬 1 (資産連動報酬)	前決算期に保有する不動産 <u>関連資産</u> の前決算期における評価額に年率0.4%を乗じた額（ただし、計算期間毎に1年を365日とする日割り計算によるものとする。）を上限とする。	各計算期間（前決算期の翌日から3か月目の月の末日までの期間、及び当該末日の翌日から当決算期までの期間をいう。）の終了後1か月以内に、 <u>投資信託委託業者</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。	運用報酬 1 (資産連動報酬)	前決算期に保有する不動産等又は不動産対応証券の前決算期における評価額に年率0.4%を乗じた額（ただし、計算期間ごとに1年を365日とする日割り計算によるものとする。）を上限とする。	各計算期間（前決算期の翌日から3か月目の月の末日までの期間、及び当該末日の翌日から当決算期までの期間をいう。）の終了後1か月以内に、 <u>資産運用会社</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。
運用報酬 2 (利益連動報酬)	(記載省略)	計算書類等を承認した日の翌月末までに、 <u>投資信託委託業者</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。	運用報酬 2 (利益連動報酬)	(現行どおり)	計算書類等を承認した日の翌月末までに、 <u>資産運用会社</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。
取得・譲渡報酬	不動産 <u>関連資産</u> の取得価額又は譲渡価額の0.8%（ただし、利害関係人からの取得または利害関係人に対する処分の場合0.4%とする）	不動産 <u>関連資産</u> を取得又は譲渡した日の翌月末までに、 <u>投資信託委託業者</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。	取得・譲渡報酬	不動産等又は不動産対応証券の取得価額又は譲渡価額の0.8%（ただし、利害関係人からの取得又は利害関係人に対する処分の場合は0.4%とする。）	不動産等又は不動産対応証券を取得又は譲渡した日の翌月末までに、 <u>資産運用会社</u> の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料は本投資法人の負担とする。）の方法により支払う。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員上田求は、平成21年2月28日をもって任期満了となりますので、平成21年3月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、平成21年1月16日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出された議案であります。

なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条の規定により、平成21年3月1日より2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
藤田剛 (昭和38年9月3日)	昭和61年4月 三井信託銀行株式会社 入社 平成4年5月 米国ジョージワシントン大学経営大学院 修士課程修了 平成11年7月 三井信託銀行株式会社 金沢支店 法人営業課長 平成15年8月 中央三井信託銀行株式会社 仙台支店 次長 平成18年10月 同社 不動産営業第三部 部長 平成20年4月 モリモト・アセットマネジメント株式会社 出向 同社 顧問 平成20年4月 同社 取締役 平成20年5月 同社 転籍 同社 代表取締役社長 (現任)

・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社（注）の代表取締役社長であります。

・上記執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

(注) モリモト・アセットマネジメント株式会社は、平成21年2月1日付で、商号を大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社に変更いたしました。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成21年1月16日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
岡 田 勝 (昭和28年2月13日)	昭和46年4月 大和ハウス工業株式会社 入社 平成1年10月 同社 西東京集合住宅営業所営業課課長 平成6年11月 同社 東京本店集合住宅事業部資産対策推進部課長 平成14年4月 同社 社長室経営戦略部集合住宅事業グループ（オーナー支援担当）グループ長 平成18年10月 同社 営業本部集合住宅事業推進部担当次長兼オーナー支援グループ（東京駐在）グループ長 平成21年1月 モリモト・アセットマネジメント株式会社 出向 同社 常務取締役アクイジション部長（現任）

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員2名は、平成21年2月28日をもって任期満了となりますので、平成21年3月1日付で、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、投信法及び現行規約18条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条の規定により、平成21年3月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	岩崎 哲也 (昭和41年2月20日)	平成2年4月 監査法人トーマツ 入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成9年2月 エヌイーディー株式会社 入社 平成9年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 平成14年5月 税理士登録 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所(現任) 平成17年6月 シグマ・ゲイン株式会社 監査役 平成18年1月 ビ・ライフ投資法人 監督役員(現任)
2	鶴巻 康枝 (戸籍姓:宇野) (昭和43年6月21日)	平成7年4月 東京都庁 入庁 東京都立府中病院庶務課 平成9年4月 東京都衛生局医療計画部医務指導課 平成12年4月 東京都総務局法務部不服審査法務室 平成17年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 佐瀬米川法律事務所 入所(現任)

- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者岩崎哲也は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

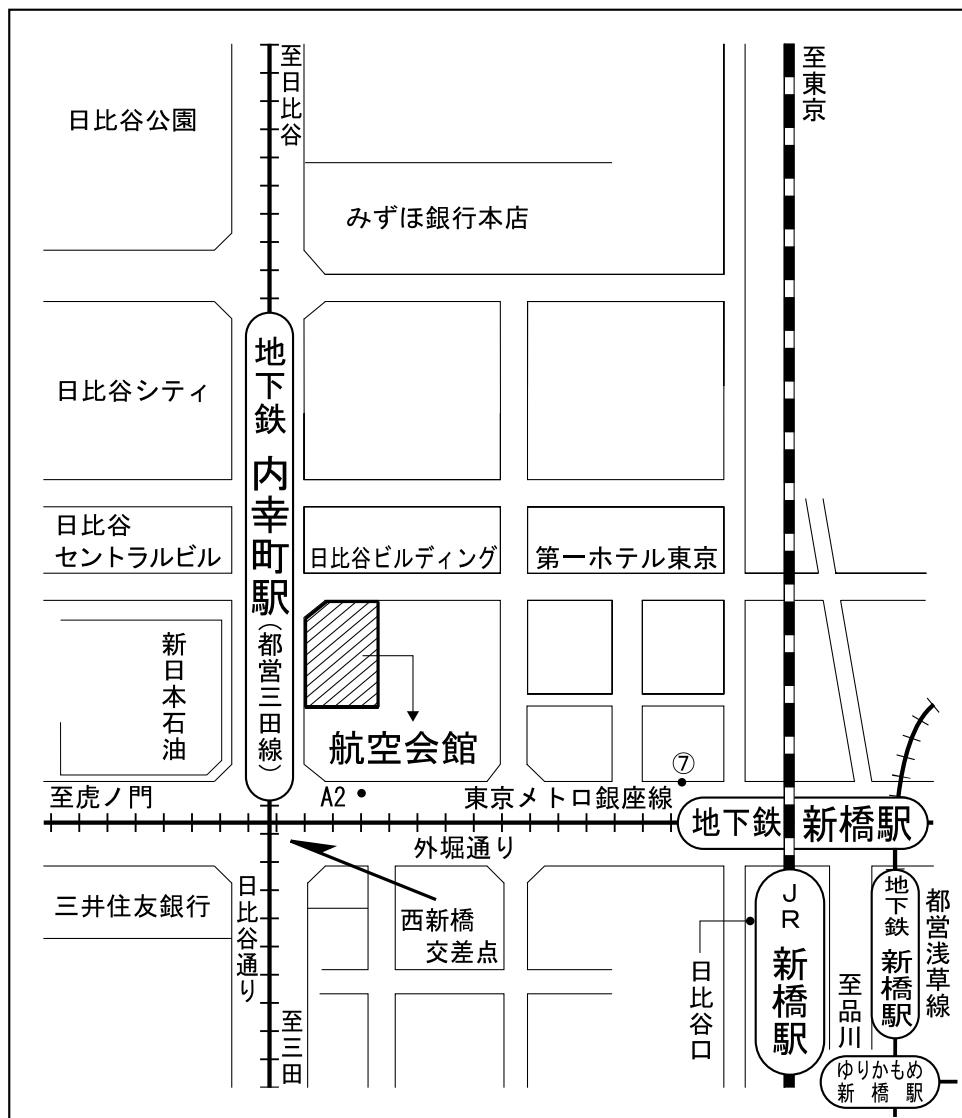
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

第5回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 501・502会議室



●交 通	J R 新橋駅	日比谷口	徒歩 5 分
	都営地下鉄三田線内幸町駅	A2出口	" 1 分
	東京メトロ銀座線新橋駅	⑦出口	" 5 分
	都営地下鉄浅草線新橋駅	⑦出口	" 5 分

<お願い>駐車場の用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。